

農業振興地域整備計画変更理由書

1. 農業振興地域整備計画変更理由

地域住民の総意の基で農業生産と生活環境とが円滑に機能する各種事業施策を総合的・計画的に実施するため整備計画の変更を行いたい。

2. 農用地利用計画変更内容

(1) 農用地区域外の土地を農用地区域に編入する変更の場合

農用地区域に編入する土地

(ha)

編入する土地 の地目別面積		編入後の用途 区分別面積				備 考
地 目	面 積	農 地	採 草 放 牧 地	混 林	牧 地	農業施 設用地
田	0.1	0.1				
畑						
樹園地						
採草放牧地						
混牧行地						
農業用施設用地						
山林原野その他						
計	0.1	0.1				

(2) 農用地区域内の土地を区域外として除外する変更の場合

自然的経済的社會的諸条件の変化に伴い、農用以外の利用を行うため農用地区域からの除外を行いたい。

農用地区域から除外する土地

(ha)

農用地区域から除外する土地の用途区分別面積		変更（除外）後の土地利用					
用途区分	面積	都市計画の見直し	農家住宅用地	農家分家住宅用地	その他住宅用地	鉱工業用地	学校用地
農地	1.34		0.09	0.17			
採草放牧地							
混牧林地							
農業施設用地							
計	1.34	0	0.09	0.17	0		0

変更（除外）後の土地利用						備考
公園・運動場用地	道路・水路・鉄道用地	その他の公用・公共施設用地	その他の建物施設用地	植林	その他	
					1.08	
1	0	0	0	0	1.08	

(3) 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の変更の場合

用途区分の変更

(ha)

用途区分変更前の用途区分別面積		用途区分変更後の用途区分別面積				備考
用途区分	面積	農地	採放牧草地	混牧行地	農業施設用地	
農地						
採放牧草地						
混牧行地						
農業用施設用地						
計						

(4) 特別用途区分の変更

用途区分 (特別用途区分)	変更前面積	変更後面積	備考
農地 (高生産性農業区域) ()	()	()	
採放牧草地 ()	()	()	
混牧行地 ()	()	()	
農業用施設用地 ()	()	()	
計 (特別用途計)	()	()	

(5) 変更箇所別変更面積、変更理由、補助事業実施状況一覧表

本庁管内

番号	地区記号 区域番号	編入 除外 の別	用途 区分 の別	地目	面積 (m ²)	事前相談 の有無	変更理由
1	A	除外	農用	田	2,859・942・ 1,011		非農地（山林）
2	A	除外	農用	田	2,735の内499		分家住宅
3	A	除外	農用	畠	400		分家住宅
4	A	除外	農用	畠	7,670の内 2,188		業務用車庫、資材置 場、駐車場
5	A	除外	農用	畠	816の内400		分家住宅
6	A	除外	農用	田・田	1,585・31		資材置場
7	A	除外	農用	田	809・829		駐車場
合計					11,553		
8	A	編入	農用地 区域外	畠	997		農用地区域へ編入
合計					997		

嬉野管内

番号	地区 記号 区域 番号	編入 除外 の別	用途 区分 の別	地目	面積 (m ²)	事前相談 の有無	変更理由
1	A	除外	農用	田	876		農家住宅
2	A	除外	農用	畠	365・ 213		資材置場・駐車場
合計					1454		

飯南管内

番号	地区記号 区域番号	編入 除外 の別	用途 区分 の別	地目	面積 (m ²)	事前相談 の有無	理由
1	B	除外	農用	田・畠	343・134		分家住宅
合計					477		

除外変更	10件 (16筆)	13484m ²
田	10筆	9784m ²
畠	6筆	3700m ²
その他	0筆	0m ²

編入	1件 (1筆)	997m ²
田	0筆	0m ²
畠	1筆	997m ²
その他	0筆	0m ²

除 外 に 係 る 区 域 の 事 業 実 施 状 況				備 考
事 業 名	地 区 名	事業開始年度	事業完了年度	
県営ほ場整備事業	阪内川左岸地区	—	平成8年	本庁管内 番号 2
総合パイロット事業	—	—	昭和62年	本庁管内 番号 3
ほ場整備事業	漕代地区	—	平成17年	本庁管内 番号 4
県営ほ場整備事業	堀坂川沿岸地区	—	平成8年	本庁管内 番号 5

3. 農業生産基盤の整備開発計画変更内容

該当なし

4. 農用地等の保全計画変更内容

該当なし

5. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 変更内容

該当なし

6. 農業近代化施設の整備計画変更内容

該当なし

7. 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備計画変更内容

該当なし

8. 農業従事者の安定的な就業の促進計画内容

該当なし

9. 生活環境施設の整備計画変更内容

該当なし

10. 計画変更に係る関係農家の意見並びに関係農業団体、商工会議所、商工会、農村生活改善団体その他市町村の関係団体、自治会及び集落代表者等の意見

今後の農村集落の在り方を各地域で十分検討したうえで農用地区域の変更を要望したものである。それに対して、市としての計画変更案は各集落の土地利用の動向を踏まえ、農業以外の土地利用の調整を図り、集落の条件整備や農村の活性化等に寄与できるものと認識をし、今回の計画変更を承認している。

11. 農用地区域除外地の開発状況(平成30年7月管理以降 転用未手続き分記載)

番号	地区・区域番号	除外時 地目	除外年月日	除外事由	現況	除外事由と現況 が異なる場合は その理由	今回の 措置
1	飯南町向粥見	畠	H31.2.27	住宅敷地等	農地		転用手手続き勧奨中
2	大平尾町	田	R3.8.23	進入路等	農地		転用手手続き勧奨中
3	飯高町赤桶	畠	R4.2.2	住宅	農地		転用手手続き勧奨中
4	深長町	田	R4.8.3	分家住宅	農地		転用手手続き勧奨中
5	飯南町粥見	畠	R6.1.18	資材置場	農地		転用手手続き勧奨中